



Advise

i-Mark C.P.T.A.
Corporation

第 146 号 2018/2/25
文責 都谷 敬司

事業承継税制が拡充されます！

現在、中小企業のうち約半数が後継者未定であるといわれています。このまま放置すれば廃業する中小企業が急増し、今後約 10 年の間に 600 万人以上の雇用が失われるとの試算もあります。このような状況を受け、事業承継の際の贈与税、相続税の納税を猶予する事業承継税制を抜本的に拡充することとなりました（ただし、医療法人では別の制度が設けられています）。

この事業承継税制につきましては来たる 3 月 1 日木曜日に当事務所にて研修会の開催を予定しております。ぜひご参加ください。

1. 事業承継税制とは

事業承継税制は先代経営者が亡くなり自社の株式（非上場、以下同様）について相続が生じた場合、また自社の株式を贈与した場合に使える優遇措置です。

先代経営者の相続が発生し自社の株式が対象財産となっている場合には、この制度を利用すれば自社の株式に対応する相続税の一定割合（次頁参照）が猶予されます。その後継者が死亡した場合等一定の場合には猶予されていた相続税額が免除されます。しかし、相続税の申告期限から 5 年以内に後継者が代表者でなくなった等の場合には、猶予されていた税額を納付しなければならなくなります。

次に自社の株式を先代経営者から後継者に贈与された場合、この制度利用により贈与税は 100% 猶予されます。先代経営者が死亡した、先代経営者の死亡前に後継者が死亡した等一定の場合には猶予されていた贈与税額が免除されます。しかし贈与税の申告期限から 5 年以内に後継者が代表者でなくなった等の場合には、猶予されていた税額の納税が必要となります。

この制度を利用するには様々な要件を充足する必要がありますが、今回その要件が緩和されており、優遇範囲も拡大されていることが注目すべき点です。

2. 従来制度と新制度との比較

従来制度	要件	新制度
発行済株式総数の3分の2まで	対象株式数	全株式が対象 ※①
80%	相続税の猶予割合	100% ※①
一人の経営者から一人の後継者 に対してのみ	移転の対象	複数の株主（親族外でもよい）から 代表権のある者（複数人（3人まで） でもよい）に対して ※②
適用後5年平均8割以上確保	雇用確保要件	8割以上確保未達でも猶予は継続 ※③
事業承継時点の株価をもとに税 額を算定	税額算定基礎となる 株価の評価時点（猶 予終了の場合）	一定の場合、猶予が終了した時点 （売却、廃業など）の再計算された 株価をもとに税額を算定 ※④
直系卑属に対するもののみ	相続時精算課税	直系卑属に限定しない ※⑤

※① 対象株式数と相続税猶予割合から、従来制度では猶予額が $80 \times 2/3 \div 53\%$ にとどまっていたものが、今回の新制度では100%まで拡大されることとなります。

※② 複数人での承継の場合、議決権割合10%以上を有し、かつ議決権保有割合上位3位までの同族関係者であることが必要です。

※③ 従来は雇用確保要件満たさなければ猶予税額を全額納付しますが、新制度では猶予が継続されるものの、未達の場合その理由報告が必要となり、経営悪化が原因の場合は認定支援機関による指導助言が必要です。

※④ 経営環境の悪化により株価が事業承継時点より下がっている場合には、株価の再計算を可能として、承継者の将来の不安を軽減させることができます。

※⑤ 相続時精算課税の適用を直系卑属に対するものに限定しないものの、贈与者は60歳以上、後継者は20歳以上という年齢要件は従来制度と同様です。